

記者発表（資料配付）				
月/日（曜）	担当課 担当名	内線電話	発表者名 （担当課長補佐名）	その他の 発表先・配付先
8 / 4（木）	水質課 水環境調査係	3386	課長 富岡 寛美 （岸田 宜久）	-

平成17年度環境技術実証モデル事業
「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野」
における実証対象技術の募集について
（ご案内）

兵庫県は、環境省が平成17年度に実施する環境技術実証モデル事業「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野」の実証機関に選定されました。

つきましては、化学物質簡易モニタリングに利用できる技術の実証申請を次のとおり募集します。

1 募集の内容

(1) 対象技術

本事業の対象となる化学物質に関する簡易モニタリング技術は、以下の条件に該当する抗原抗体反応を応用した酵素標識免疫測定法（ELISA法）による簡易分析技術です。

- 一般環境モニタリング（発生源は除く）に利用できること
 - 一般環境中における社会的な重要性・緊急性などのニーズが高い微量化学物質の測定を対象とした技術であること
 - 機器分析に比べて操作・管理等が簡便であること
 - 製品化されていること
 - ppb（ $\mu\text{g/L}$ ）オーダー程度までの測定性能があること
 - 酵素標識免疫測定法（ELISA法）による簡易分析技術を利用し測定機器として製品化されている技術についても対象とする
- [ELISA: Enzyme-Linked Immno-Sorbent Assay]

(2) 実証試験の内容および方法

次の要領を参照してください。

ア「化学物質に関する簡易モニタリング技術実証試験要領」（環境省環境保健部環境安全課作成：環境省ホームページ参照）

（環境省ホームページ：http://etv-j.eic.or.jp/03_plan.html）

イ「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」（県作成：別添のとおり）

(3) 実証試験場所

兵庫県立健康環境科学研究所 須磨庁舎：

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-27 Tel. 078-735-6911

(4) 申請者の要件

- ・対象となる技術を有する民間企業
- ・環境省の実証試験要領（1の(2)項ア）および兵庫県の申請及び実施に関する要領（1の(2)項イ）で決められた事項を遵守できること

(5) 申請方法

本事業に参加希望の方は、実証対象製品（物質）ごとに県作成実証試験要領にある申請書および資料各2部（正本1部、写し1部）を申請先に提出願います（郵送可）。
なお、添付資料については、後日20部程度提出していただくことがあります。

申請書類

「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」の別紙をコピーしてご利用ください。

申請先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-27
兵庫県立健康環境科学研究所 須磨庁舎 総務部

申請締め切り 平成17年9月5日（月）必着

2 スケジュール（予定）

時 期	内 容
9月上旬	実証対象技術を選定（環境省の承認）
9月中旬～9月下旬	実証試験計画の策定
10月～12月	実証試験計画に基づき、実証試験を実施
1月～2月	実証試験結果報告書を作成
3月	環境省に報告

3 その他

本実証試験は、兵庫県と岩手県、愛知県、鳥取県、山口県および名古屋市が連携・協力して実施します。

対象技術は、機器分析の可否、応募数等を勘案し、技術実証委員会の意見を踏まえ、総合的に判断した上で選定しますので、応募された場合でも実証試験を行えない場合があります。

また、本県に応募されたものでも、他県・市で実証試験を行うことがあります。実証試験の結果は全て、実証試験結果報告書として公表されます。

特許等の関係で公開を希望されない情報等につきましては別途協議いたします。

[参 考]

環境技術実証モデル事業について

事業の概要

既に適用可能な段階にある先進的な環境保全技術でも、客観的な評価がないことにより普及の進んでいない状況がみられます。このため、環境省では、このような環境保全技術について、環境保全効果等を客観的に評価することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としたモデル事業を実施しています。

環境技術実証モデル事業の詳細は、次の環境省ホームページをご覧ください。

環境省 環境技術実証モデル事業ホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/>)

【 問い合わせ先および申請書類提出先 】

兵庫県立健康環境科学研究センター須磨庁舎

安全科学部 古武家（こぶけ）

TEL 078-735-6915 FAX 078-735-7817